

第 6 6 号議案

桶川市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

桶川市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 4 9 年桶川市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項及び号に対応する改正前の欄の項及び号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項及び号を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
(5) 略	(5) 略
	(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの
5 略	5 略
	6 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下この項において「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当す

(対象者) 第3条 略 (1) 略 ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)</u>第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 2 略 (4) 重度心身障害者となつた年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であつて、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の<u>埼玉県後期高齢者医療広域連合</u>の認定を受けた場合は、この限りでない。 (支給の額) 第4条 市長は、対象者に係る医療費の一部負担金(第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの<u>一部負担金</u>を除く。)の額をこの条例による医療費として支給するものとする。ただし、対象者の責め(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につき支給の対象と	る医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかつた場合を含む。)をいう。 (対象者) 第3条 略 (1) 略 ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 2 略 (4) 重度心身障害者となつた年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であつて、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の<u>市長</u>の認定を受けた場合は、この限りでない。 (支給の額) 第4条 市長は、対象者に係る医療費の一部負担金(第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの<u>一部負担金又は第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金</u>を除く。)の額をこの条例による医療費として支給するものとする。ただし、対象者
--	--

しない。

の責め(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につき支給の対象としない。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の桶川市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

令和7年9月2日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

桶川市重度心身障害者医療費の支給対象者に精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた者を加えるため、この案を提出するものである。